

廃棄食品の不正転売受け 再発防止対策で骨子

環境、農水両省の食り専門委合同会合

環境省と農林水産省の設置する食品リサイクルに関する委員会は6日、第14回目の合同会合（写真）を開いた。今年1月に発生した廃棄食品の不



正転売事件を踏まえ、対応策の確認と、今後の方向性を検討した。特に、不正転売防止対策の強化については、食品廃棄物がそのまま商品として販売できないよう、食品リサイクル法における食品関連事業者が取り組むべき措置の指針（判断基準省令）の見直しと、不正転売防止のための措置に

関するガイドラインの策定が議論され、その骨子が示された。

会合では、食品リサイクル制度のもとで検討が進められてきたフードチェーン全体での食品ロス削減が、不正転売防止の観点からも同様に有効であるとの前提が示された。その上で、判断基準省令の見直しについて

は、食品関連事業者に対し、①再生利用の阻害にならない範囲で、転売等を含む不適正処理が委託業者によりなされないよう措置する
②契約通り収集運搬・再生利用されるよう確

認する③特定肥料等の製造の委託に当たっては、委託先の再生利用の実態や公表された料金を踏ま

え、適正な金額で再生利用を行っている委託先を選定する—などの努力義務が課される見通し。また、ガイドラインでは、食品関連事業者自身は、不正転売を防止するべく、委託契約時、引き渡し時、処理終了時などの状況で、柔軟に措置が講じられるよう指針を示すとしている。具体的に、例えば引き渡し時では、

包装の除去や破碎・混交、マニフェストやビデオカメラ、ドライブレコーダー、GPSなどによる業務管理が盛り込まれる見通し。合同会合は秋ごろまでに検討を終えて、親会での了承を得次第、パブリックコメントを実施。年内を目途に省令改正とガイドラインの公表を行う予定。